

鹿屋市事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿屋市事務決裁規程（平成18年鹿屋市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、地籍調査推進室長及び新型コロナワクチン接種対策室長」を「及び地籍調査推進室長」に改め、同条第5項中「健康長寿推進室」を削る。

別表第1第1項中「総合支所長」を削り、同項備考中備考を備考1とし、同項備考に備考2として次のように加える。

2 総合支所においては、「部長」を「総合支所長」と読み替えるものとする。

別表第1第2項中「総合支所長」を削り、同項備考中備考を備考1とし、同項備考に備考2として次のように加える。

2 総合支所においては、「部長」を「総合支所長」と読み替えるものとする。

別表第1第3項中「総合支所長」を削り、同項に備考として次のように加える。

備考 総合支所においては、「部長」を「総合支所長」と読み替えるものとする。

別表第1第4項中「総合支所長」を削り、同項備考に次のように加える。

5 総合支所においては、「部長」を「総合支所長」と読み替えるものとする。

別表第1第5項中「総合支所長」を削り、同項備考中備考を備考1とし、同項備考に備考2として次のように加える。

2 総合支所においては、「部長」を「総合支所長」と読み替えるものとする。

別表第1第6項第1号中「総合支所長」を削り、同号備考に次のように加える。

4 総合支所においては、「部長」を「総合支所長」と読み替えるものとする。

別表第1第6項第2号中「総合支所長」を削り、同号備考に次のように加える。

3 総合支所においては、「部長」を「総合支所長」と読み替えるものとする。

別表第1第6項第3号中「総合支所長」を削り、同号備考中備考を備考1とし、同号備考に備考2として次のように加える。

2 総合支所においては、「部長」を「総合支所長」と読み替えるものとする。

する。

別表第1第6項第4号中「総合支所長」を削り、同号備考中備考を備考1とし、同号備考に備考2として次のように加える。

2 総合支所においては、「部長」を「総合支所長」と読み替えるものとする。

別表第1第7項中「総合支所長」を削り、同項に備考として次のように加える。

備考 総合支所においては、「部長」を「総合支所長」と読み替えるものとする。

別表第2第2項中「総合教育会議に関すること。」の項の次に次のように加える。

アジア・太平洋農村 研修村民族館に 関すること。	寄贈又は寄託を受け ること。			○		
鹿屋市工業開発等 促進条例（平成18 年鹿屋市条例第148号）に 基づく工場の特別措 置に関すること。	特別措置適用対象施 設の指定又は指定等 の取消し 特別措置を行うに必 要な報告を求めるこ と。			○		税務課 長
					○	税務課 長

別表第2第3項中「アジア・太平洋農村研修村民族館に関すること。」の項を削る。

別表第2第14項中「児童虐待防止に関すること。」の項を削除する。

別表第2第18項を削り、同表第17項を同表第18項とし、同表第16項を同表第17項とし、同表第15項を同表第16項とし、同表第14項の次に次の1項を加える。

15 保健福祉部 こども家庭課

事項		決裁区分				
大区分	中区分	市長	副市長	部長	課長	合議先
児童虐待防止に 関すること。	要保護児童対策地 域協議会の開催			○		

別表第2第19項「農業経営基盤強化促進に関すること。」の項の次に次のように加える。

農商工連携及び6次産業化の推進に関すること。	産業活性化推進企画会議の開催			○		
------------------------	----------------	--	--	---	--	--

別表第2第20項中「鹿児島県信用漁業共同組合連合会」を「鹿児島県信用漁業協同組合連合会」に改める。

別表第2第22項「商工、鉱業及び貿易の振興に関すること。」の項の次に次のように加える。

ビジネス支援オフィスに関すること。	ビジネス支援オフィス入居検討委員会の開催			○		
	ビジネス支援オフィス入居の許可			○		

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。